

平成16年度 定例監査結果公表

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに大崎町監査委員条例第4条の規定に基づき、平成16年度会計に係る定例監査を実施しましたので、その結果を同法199条第9項並びに同条例第8条の規定により、次のとおり公表します。

1 監査の対象

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 経営に係る事業の管理
- (3) 備品の管理状況

2 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成16年12月1日から平成17年2月10日まで実施

3 監査結果および意見

- (1) 財務に関する事務の執行について

平成16年度の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令および条例等の定めに従つて事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目

的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。
工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

(2) 経営に係る事業の管理について

水道事業の経営については、現在のところ健全経営がなされていると認められる。

今後も、なお一層の経営合理化を図りながら、事業の使命で

ある安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(3) 備品の管理状況について

平成15年度購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされている。

備品は、町の財産のひとつであるので、現物を常に把握し

有効利用するとともに、不用な物は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められたい。

4 その他

随意契約については、地方自

治法施行令第167条の2で定める要件に該当する場合のみ許されているが、『時価に比して著しく有利な価格で契約を締結すること』ができる見込みがあると

き』という同条第1項中第5号による随意契約が多く見られた。

随意契約の手続きについては、相手方の選定や価格の決定等を容易に行うことなく、契約が真に有利であるかどうか確認するとともに、公正かつ有利な契約が締結されるよう努められたい。

事務処理等において依然として不備が見受けられるので、事務処理および書類作成の際は、十分注意しながら正確な処理を心がけられたい。

歯科相談を実施します！

平成17年4月から
年間実施について

風しんワクチン予防接種の
ワクチン予防接種の

風しんワクチン予防接種を平成17年4月から、年間を通して、町内医療機関で実施いたします。

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって感染する急性の発疹です。2～3週間の潜伏期の後に、軽い力ゼ症状から始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主な症状です。そのほか眼球膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間でなおりますので『三日はしか』と呼ばれています。

患者のほとんどが風しんワクチンの接種を受けていないことが明らかなことになっています。歯周病やむし歯により、歯を失う多くの原因となっています。成人の方も歯周病やむし歯により、歯を失う多くの原因となっています。歯周病やむし歯も熱も約3日間でなおりますので『三日はしか』と呼ばれています。

患者のほとんどが風しんワクチンの接種を受けていないことが明らかになつております。年長児や大人になりやすく、3日ではなおらなりかになつております。接種しないことが多いようです。接種しないことが多いようです。接種するには子供さんは早めに接種するように心がけてください。

1歳から接種できますので、接種希望の方は、直接希望の町内医療機関に予約をしてください。なお、日程・時間等については毎月広報でお知らせします。

お口の健康のことと、気になること、相談されたいことがあります。したら、お気軽にお越しください。なお、日程・時間等については毎月広報でお知らせします。

【問い合わせ先】
大崎町保健センター
TEL 76-11111 (内線146)

風しんワクチン予防接種の
ワクチン予防接種の